

## 江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、令和元年9月25日午前9時30分より市民文化会館特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

### 出席委員

- |        |         |
|--------|---------|
| 1 藤岡和俊 | 2 暮石 繁  |
| 3 大島伸康 | 4 伊藤 克  |
| 5 永田淑範 | 6 佐分力夫  |
| 7 岩田 明 | 8 伊神光則  |
| 9 菱川弘隆 | 10 泉 義昭 |

開 会 午前9時30分

議 長（会長） あいさつ。

出席者 10 名を確認し会議の成立を告げ、日程第 1 の議事録署名者を指名し議事に入る。

日程第 2、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について」を議題とする。

なお、受付番号 18 番、19 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条 1 項の規定により、私が議事参与の制限を受けるため、退席とする。

（藤岡委員退席）

事務局

以降の議事進行は、江南市農業委員会規定第 3 条の規定により、会長の職務代理者である副会長の暮石委員が行う。

議 長（副会長）

それでは、議事参与の制限に該当する受付番号 18 番、19 番について、事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、農地法第 3 条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

事務取扱規程に基づき地域農業委員より現地調査結果の説明を求める。

地域農業委員

調査の結果、支障がない旨を説明する。

議 長

今回の案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議 長

議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について」の議事参与の制限に該当する受付番号 18 番、19 番について承認決定する。

議事が終了したため、藤岡委員に対する議事参与の制限を解除する。

(藤岡委員着席)

事務局

藤岡委員の議事参与の制限が解除されたため、以降の議事進行は会長である藤岡委員が行う。

議 長 (会長)

続いて、受付番号20番は、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定により、永田委員が議事参与の制限を受けるため、退席を命じる。

(永田委員退席)

議 長

それでは、議事参与の制限に該当する受付番号20番について、事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、農地法第3条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

事務取扱規程に基づき地域農業委員より現地調査結果の説明を求める。

地域農業委員

調査の結果、支障がない旨を説明する。

議 長

今回の案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長 (副会長)

議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」の議事参与の制限に該当する受付番号20番について承認決定する。  
議事が終了したため、永田委員に対する議事参与の制限を解除する。

(永田委員着席)

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しないその他の案件について、事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、農地法第3条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

事務取扱規程に基づき事務局より現地調査結果の説明を求める。

事務局

調査の結果、支障がない旨を説明する。

議 長

今回の案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」の議事参与の制限に該当しないその他の案件について承認決定する。

次に、日程第3、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第4条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第4、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請書

意見決定について」を議題とする。  
事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第5条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第5、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たす旨を説明する。

議 長

今回の案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第6「諸般の報告」について、事務局に説明を求める。

事務局

「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」

「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理決定状況について」

「現況証明願いについて」  
について、報告する。

議 長

次に、日程第8「その他」について、事務局に報告を求める。

事務局

次回の予定について、令和元年10月25日（金）午後1時30分から  
場所は市民文化会館2階特別会議室で行う旨の報告を行う。